

公益社団法人 日本滑空協会
平成 24 年度 臨時総会議事録

1. 日 時：平成 24 年 9 月 29 日（土）13：30～15：30
2. 場 所：航空会館 6 階 603 会議室
3. 会員総数：635 名
有効出席者総数：323 名（出席者 13 名＋書面議決権行使者 230 名＋委任状提出者 80 名）
出席理事：佐藤淳造、甲賀大樹、坂井正一郎、鈴木康一、三輪徳泰、吉田 茂、吉田正克
土屋宣幸（書面表決により出席、上記書面議決権行使者に含めている。）
出席監事：谷口良知、山本隆章
欠席者：312 名

開会に先立ち、定款第 16 条に基づき、議場出席者の中より議長の選出を行い、出席者全員の同意により議長を佐藤会長とすることを決定した。

議事に先立ち、議長より総会開会の宣言、以下説明等があった。

- * 総会定足数の確認：定款第 18 条第 1 項に基づき、本総会開催定足数は 318 名、これに対し、出席有効会員数 323 名（書面議決権行使 230 名、委任状提出 80 名、議場出席者 13 名）のため、本会は有効に成立している。
- * 議事録署名人として、坂井、吉田正克両理事を出席者全員の同意により選出した。

4. 議事について

4.1 議案説明

4.1.1 第 1 号議案：平成 24 年度（4-7 月期）事業・決算報告（案）について

議長の指名により、事務局長である甲賀常務理事より社団法人日本滑空協会 平成 24 年度（4-7 月期）事業及び決算報告（案）について説明がなされた。

（事業及び決算報告（案）要点）

- * 今回の事業報告（案）は、公益社団法人への移行以前 4～7 月までの期間となっている。当協会の事業として、滑空スポーツ統括普及、滑空スポーツ愛好者育成、滑空スポーツ競技会関係の 3 つに区分しており、例年の実施事業と特に大きな変更点はない。
また、本事業年度にあたる 4～7 月期は、これら事業実施時期に該当しないこと、さらに法人移行手続きに事務局のマンパワーを集中させていたこともあり、事業報告として特筆すべき点はないといえる。
- * 今回の決算報告（案）は、公益社団法人への移行に伴う分ち決算となっているため、4～7 月までの期間となっている。当協会の会費収入は入会月に毎年納入していただく形式をとっており、本決算期間での会費収入は年間を通して少ない時期にあたっていること、また当初 24 年度事業計画時より、6～8 月頃を移行時期と見越していたため、講習会開催等の大きな事業は、事務局のマンパワーを考慮して、敢えて実施しない事業計画を立てていたこと、これらの理由により結果として、当年度の会費ならびに事業収入は少なくなっている。社団法人として最終事業年度にあたる今期決算において、残念ながら約 10 万円の赤字となってしまったが、この額は公益社団法人への移行に伴う事務費用とほぼ同額にあたる。
- * 貸借対照表については、昨年度決算において基本財産 DART の減価償却費を過年度分として一括償却を実施したこと等により現況として正味財産総額が 400 万円弱となっているが、特に悪質な負債も存在せず、適正な実勢を反映している。

4.1.2 第 2 号議案：総会運営規則の制定について

議長の指名により、事務局長である甲賀常務理事より総会運営規則（案）について説明がなされた。

（総会運営規則（案）要点）

- * 総会運営規則（案）には、定款上の規定に基づき、滞りなく総会を運営進行するための具体的内容を定めている。特に総会議長について、旧法人の定款では、総会議長は会長が務める旨を規定していたが、法令上の規定に鑑み、「出席した会員の中から選出する」と現定款では定めた。この議長の選出について、定款上ではその具体的な選出方法を明文化していないので、下位規則である総会運営規則において定めることで手続を明確化させている。
- * 規則内容は、法令ならびに定款の規定に則しており、これに係る具体的事項を補完するもので、特に常識的にも法令上も逸脱した内容にはなっていない。

4.2 質疑および意見

4.2.1 第1号議案 平成24年度事業・決算報告(案)について

質疑、意見は特になし。

4.2.2 第2号議案 総会運営規則の制定について

- * 規則案第8条第3項において、「出席者全員の同意の下、議長を会長とすることができる」としているが、これは議場に実際に出席した者が全員合意すればという意味で、総会開催ごとにこの手続きを経ると理解すれば良いか。3項があることについて、手続き上複雑になるという印象があり、3項をあえて規定する必要がないと思う。
 - 第3項に規定する「出席者全員の同意の下」とは議場出席者全員を、総会開催ごとに手続きを経るということを意味する。
 - 第3項を規定した趣旨は、総会開催の都度、議場出席者の中で投票形式により総会議長を選出する手続きを経ることは、時間的にも運営実務上の点でも煩雑であり、また、これまでの当協会総会運営実態に鑑みて、出席者全員の同意の下であれば、投票手続きをあえて経ずとも、会長に議長を務めていただくことで、効率的に総会運営を進めることを意図している点にある。
 - 第3項について、規定に残すか否かは本議場では、その扱いを決定することは出来ないので、事務局で一度検討し、改訂により以後の総会議案として対応する等にする。
- * 第2条第6号の文言について、「総会の決議するもの」という点を「総会において決議するもの」と文言修正した方が文章として良いのではないか。
 - 本規則案の内容自体を変更しない、軽微な文言修正については、事務局ないし理事会レベルで修正することとさせていただきたい。

4.3 議案の決議等について

- * 第1号議案 平成24年度(4-7月期)事業・決算報告(案)について
事業報告(事業報告附属明細書含む)については、定款第51条第1項に基づき、総会報告事項として報告された。
決算報告について計算書類(貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書、財産目録)について、有効出席者総数323名全員の賛成により、定款第18条第1項に基づき、可決、承認された。
- * 第2号議案 総会運営規則(案)について
総会運営規則(案)について、第8条第3項の扱いについては、改訂により以後の総会議案として対応する等、時期をあらためて検討、また軽微な文言修正は理事会ないし事務局レベルで対応することを前提に、有効出席者総数323名うち賛成321名、反対2名、有効出席者総数の過半数の同意を得られたため、定款第18条第1項に基づき、可決、承認された。

4.4 総会報告事項について

議長の指名により、甲賀常務理事より下記事項について報告がなされた。

4.4.1 公益法人への移行について

- * 7月20日付で内閣総理大臣より公益社団法人としての認定を受け、8月1日付で移行登記を行った。公益社団法人への移行に伴い、社団法人での役員は全員退任し、公益社団法人での新役員がそれぞれ就任した。
- * 旧公益法人では、各所管省庁の認可のもと、各所管省庁の規則に基づき、運営をしており、理事会はあくまで任意機関としての位置づけであった。これに対し、新公益法人は、認定法ならびに法人法等の法令に基づき、画一的に運営等を管理、義務化され、理事会も法令上の制度機関となった。
- * 公益社団法人ならびに公益財団法人は、第三者に対する事業としての公益目的事業を事業全体の50%以上実施することが義務化されており、この要件を満たす法人が「公益」法人の名称を掲げることが許され、寄附をはじめ税法上の優遇措置の適用を受けることができる。

4.4.2 平成24年度(8-3月期)事業・予算計画について

(事業及び予算計画要点)

- * 事業計画は、基本的には当初の24年度事業計画を踏襲しているが、滑空スポーツ愛好者育成事業のうち安全飛行大会を追加している。平成23年度第2回総会において承認された24年度事業計画作成当初は、滑空活動に直結する事業を控え、滑空界全体にかかる事業に力を注ぐこと、公益社団法人への移行に伴うマンパワーに鑑み24年度は、助成金申請をせず、安全飛行大会は実施しないこととしていた。しかしながら、当協会として若手パイロット育成事業は、重要な目的の一つであること、また毎年企業から得ている協賛金を継続させることは、滑空界全体の利益となることから、今期において実施することにした。

- * 安全飛行大会の実施に際しては、助成金申請をしていないこととし、できるだけ赤字にならないよう、費用面を抑え、参加費収入と協賛金で賄える範囲において実施する。
- * 予算計画についても、当初の年度予算計画から4-7月期分を差し引き、その他について多少修正をして、年間を通して当初予算計画とほぼ同じ収支差額となるように計画してある。

4.5 協会の今後の課題について

甲賀常務理事より、今後の協会の課題、取り組みについて下記内容が挙げられた。

- * 会員数増加、協会収入増加：国内滑空団体に所属している会員数が約3,000名である点を考慮すると当協会会員数をもう少し増加させることができると考える。
- * 滑空協会の外部へのアピール：気球協会一般へのアピール活動、愛好者増員施策を参考にイベントの有効活用等、グライダーについて外部へのアピールを積極的に行う必要があると考える。
- * 安全な活動の基盤作り：責任所在の明確化、ソアラー向け国内空域チャートの整備等
- * 滑空記章制度の見直し：空域、ガグリング等についての規定
- * 滑空団体との連携強化

閉会に先立ち、牧野前会長より退任のご挨拶を賜った。

以上を以って全ての議事を終了し、15時30分に議長の閉会宣言により閉会した。

平成24年9月29日

公益社団法人 日本滑空協会

議長 会長

佐藤 淳造



議事録署名人 理事

坂井 正一郎



同 理事

若田 正克



議事録作成人 加藤 ひろみ